

守口市水道局広報用物品貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、守口市水道局（以下「局」という。）が保有する守口市の水道水の製造過程を収録した広報用物品の無償貸出に関して必要な事項を定める。

(貸出対象物品)

第2条 貸出しの対象物品（以下「貸出物品」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) DVD版「もりぐちの水道」
- (2) USB（MP4）版「もりぐちの水道」

(貸出対象者)

第3条 前条に規定する物品の貸出しを受けられる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本市の区域内に居住する者
- (2) 本市の区域内に在職、又は在学する者
- (3) 本市の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校
- (4) 本市の区域内に所在する児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (5) その他本市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認める者

(貸出の申請)

第4条 貸出物品の貸出しを受けようとする者（以下「借受人」という。）は、本人確認書類を提示するとともに、「もりぐちの水道」貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 借受人は、前項に規定する申請書を提出しようとするときは、原則、貸出しを受けようとする日の5日前までに行うものとする。

(承認)

第5条 管理者は、前条第1項に規定する申請があったときは申請内容を審査し、適当であると認めるときは、借受人に貸出物品を貸し出すものとする。

(貸出しの期間)

第6条 貸出物品の貸出しの期間は、2週間以内とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、貸出しの期間を延長することができる。

(貸出の制限)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、DVD等の貸出しを行わず、又は、取消することができる。

- (1) 局において利用を予定しているとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利目的として使用すると認められるとき。
- (4) 利用目的が、著作権侵害になる恐れがあると認められるとき。
- (5) その他管理者が貸出物品の使用目的が不相当と認めたとき。

(遵守事項)

第8条 借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書に記載した借用目的以外に使用しないこと。
- (2) 貸出物品を複製及び営利的上映をしないこと。
- (3) 貸出物品を他人に販売、又は転貸、譲渡その他の処分をしないこと。

(貸出物品の取扱い)

第9条 借受人は、貸出物品を善良な管理のもと使用しなければならない。

(破損等の届出)

第10条 借受人が、貸出期間中において、貸出物品を破損、亡失又はき損したときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において、借受人が故意又は重大な過失により、貸出物品を破損、亡失又はき損したときは、管理者は、賠償を求めることができる。

附 則

この要領は、令和7年6月23日から施行する。